

平成31年度 滋賀県子どもの預かり支援事業利用料金の 一部貸付事業募集要項

滋賀県では、滋賀県内における保育士の人材確保を図るため、未就学児を持つ保育士に対する子どもの預かり支援事業の利用料金の一部貸付を行います。貸付は無利子です。滋賀県内の保育所等^{※2}において保育業務に2年間引き続き従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

※2「保育所等」とは、別表2に定める施設【保育士修学資金とは、対象施設が異なります】

1. 貸付対象者

次の要件をすべて満たすこと。

- ① 滋賀県内に所在する次のア～クの施設または事業所（以下「保育所等」という）に保育士として雇用され、週20時間以上勤務する者。
 - ア 児童福祉法第7条に規定する保育所
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - （ア）教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - （イ）ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
 - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
 - エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うものおよび同条第2項の規定による認可を受けたもの
 - オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
 - カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
 - キ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
 - ク 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設
 - ケ 企業主導型保育事業

※貸付対象施設については、従事先および当該市町に確認させていただく場合があります。

- ② 未就学児を持つ保育士であって、保育所等（別紙2）を利用している者
- ③ 保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者
- ④ 「滋賀県保育士修学資金」を貸付中（従事による返還猶予中もしくは返還中）でないこと

2. 貸付額

年額123,000円以内

ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業など、子どもの預かり支援事業に関する事業を利用した料金の半額

3. 貸付期間

未就学児を持つ保育士が施設等に勤務する期間。（2年間を限度とする）

※預かり支援事業の利用開始日、もしくは2018年11月のいずれか直近の月からの貸付となります。利用開始日が、月途中であっても1月とみなします。

4. 貸付利子

無利子（ただし、返還が延滞した場合は年5%の延滞利子がつきます）

5. 連帯保証人

- ・ 65歳未満で320万円以上の年収のある成年者1名をたてなければならない。
- ・ 多額の負債や、破産手続き等法的整理中でないこと。

6. 返還免除

滋賀県内の別表2に定める保育所等において保育業務に従事し、かつ、2年間引き続き従事したとき。

7. 返還

返還免除の要件を満たさなかった場合は、全額返還となります。

- ・ 返済期間：返還事由が発生してから1年以内
- ・ 返還方法：一括・月賦・半年賦（繰上返済も可能）

8. 募集人員

予算の範囲内

9. 申請に必要な書類

- ① 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書
- ② 雇用契約内容が確認できるもの（保育業務従事状況届出書）
- ③ 保育所等に勤務している時間帯がわかる書類（勤務シフト表など）
- ④ 保育士証の写し
- ⑤ 市町が発行する保育所等利用決定通知書等
（子どもが保育所等に入所していることが確認できる書類）
- ⑥ 子どもの預かり支援事業の利用料金および時間帯が記載された書類
- ⑦ 住民票（発行後3ヶ月以内で、世帯全員記載されているもの）
- ⑧ 連帯保証人の課税証明書（65歳未満で320万円以上の年収のある方）
- ⑨ 滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類

10. 申請期間（申請期間内に必着のこと）

一次募集：2019年7月16日（火）～2019年8月30日（金）

※預かり支援事業開始日が2018年11月～2019年8月の方のみ受け付けます

二次募集：2019年10月15日（火）～2019年11月29日（金）

※預かり支援事業開始日が2019年7月～2019年11月の方のみ受け付けます

1 1. 申込方法

滋賀県保育士・保育所支援センターを經由してお申し込みください。

【宛先】〒520-0044 大津市京町四丁目 3-28 厚生会館 1階

滋賀県保育士・保育所支援センター

TEL : 077-516-9090 (持参の場合のみ事前連絡要)

1 2. その他

- ① 審査のうえ、貸付の可否を決定するものとする。
- ② 制度詳細は、ホームページに掲載する。

1 3. 問合せ先

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目 8-138

県立長寿社会福祉センター内

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会

保育士修学資金グループ

TEL : 077-567-3958 FAX : 077-566-3611

別表 2

保育料の一部貸付・就職準備金貸付・子どもの預かり支援事業
利用料金の一部貸付 免除対象施設一覧

施設・事業所別	設置根拠法
保育所	児童福祉法第7条
幼保連携型認定こども園	児童福祉法第7条
幼稚園のうち、教育時間の就労後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条
幼稚園のうち、「認定こども園」への移行を予定している施設	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項
家庭的保育事業(市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの)	児童福祉法第6条の3第9項
小規模保育事業(市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの)	児童福祉法第6条の3第10項
居宅訪問型保育事業(市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの)	児童福祉法第6条の3第11項
事業所内保育事業(市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの)	児童福祉法第6条の3第12項
病児保育事業(県知事等に届出を行ったもの)	児童福祉法第6条の3第13項
一時預かり事業(県知事等に届出を行ったもの)	児童福祉法第6条の3第7項
離島その他の地域において特別保育を実施する施設	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号
企業主導型保育事業	子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1